

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業			種		目		B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A（株価）			
大 分 類			番号	内 容	令和 6 年 6 月 平 均	6 年 11 月 分				6 年 12 月 分			
中 分 類													
小 分 類													
生活関連サービス業、娯楽業			107			6.1	44	269	780	766	766		
生活関連サービス業			108	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など		3.3	33	175	242	230	235		
娯 楽 業			109	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの		9.5	58	388	1,458	1,442	1,436		
教育、学習支援業			110			10.3	41	215	509	518	542		
医 療 、 福 祉			111	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）		6.7	41	239	455	400	382		
サービス業(他に分類されないもの)			112			17.8	86	441	926	885	893		
職業紹介・労働者派遣業			113	労働者に職業をあつせんするもの及び労働者派遣業を営むもの		21.2	117	467	1,193	1,073	1,079		
その他の事業サービス業			114	サービス業（他に分類されないもの）のうち、113に該当するもの以外のもの		15.4	65	424	743	755	765		
そ の 他 の 産 業			115	1 から114に該当するもの以外のもの		9.4	51	395	532	528	533		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和7年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和6年分のものとは異なる業種目などについては、令和6年11月分及び12月分の金額は、令和6年分の評価に適用する令和6年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和6年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和7年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和7年分)

(単位:円)

業 種 目			A（株価）【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類	番号	令和7年1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	
														中 分 類
生活関連サービス業、娯楽業	107		746 773	749 773	753 774	745 773	777 773	780 771						
生活関連サービス業	108		234 246	243 246	251 246	245 246	253 246	250 245						
娯 楽 業	109		1,393 1,438	1,387 1,439	1,385 1,439	1,375 1,438	1,438 1,437	1,449 1,435						
教 育 、 学 習 支 援 業	110		540 534	529 531	501 527	480 523	521 520	542 517						
医 療 、 福 祉	111		385 483	394 476	402 469	389 463	399 457	398 450						
サービス業(他に分類されないもの)	112		882 952	884 946	912 942	871 937	926 934	946 930						
職業紹介・労働者派遣業	113		1,078 1,235	1,043 1,223	1,043 1,212	975 1,198	1,092 1,189	1,132 1,180						
その他の事業サービス業	114		747 756	774 755	822 756	799 757	812 758	818 758						
そ の 他 の 産 業	115		532 515	539 518	542 520	519 522	553 525	571 527						